

緊急医療情報システム、始まりました!

滋賀県では、診療所や病院の情報を、365日24時間体制でインターネットを通じ、パソコンや携帯電話により閲覧できるシステムの運用が始まりました。

このシステムでは、「現在診療中の医療機関をさがす」などさまざまな検索方法で医療機関を検索することができます。また、携帯電話からでも検索することができ、医療機関の住所や電話番号、地図などを表記できるようになります。

●ホームページアドレス
<http://www.shiga8.qq-net.jp/>

●自動音声電話
<http://www.shiga8.qq-net.jp/>

●受付料金（祝日のぞく）
<http://www.2020net.jp>

（秘書広報課）

育児・介護もつと安心して働きたいあなたに

『2020・テレフォン』では、育児・介護・家事代行に関する情報を提供しています。

（財）21世紀職業財団滋賀事務所
2020・テレフォン
■077(5223)2020

（秘書広報課）

高島市地域

（健康推進課）

審査により選考します。（随時募集の団地を除く）

- 定期募集対象住宅
受付開始前に市掲示板等により公表いたします。

▼受付場所（問合せ先）

高島市土木交通部住宅監理課
■(22)0048

（高島市役所別館）

または新旭土木交通分室、各支所建設課（朽木支所のみ産業建設課）までお問い合わせください。

▼その他

高島市には中堅所得者向けの公的住宅として、特定優良賃貸住宅（マキノ）特定公共賃貸住宅（今津、朽木）があります。募集時期は市営住宅の定期募集と同時になります。詳しくは土木交通部住宅監理課までお問い合わせください。

（住宅監理課）

県政モニターを募集します!!

～あなたの大きな声を県に届けてください～

◆応募資格

県内在住の満20歳以上（平成18年4月1日現在）で、県政に関心を

させたための支援事業の一環として、育児・介護等に関するご相談に応じるとともに、地域の具体的な各種サービスについての情報を無料で電話等により提供しています。

一人で悩まず、どんなことでも気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先

〒520-0043
大津市中央3-1-8
大津第一生命ビル2F
(財)21世紀職業財団滋賀事務所
2020・テレフォン
■077(5223)2020

（秘書広報課）

高島市地域

（健康推進課）

（22）37-99

（秘書広報課）

成人式

平成18年 高島市成人式のお知らせ

＊ 時間 1月8日(日)

＊ 場所 各教育分室（旧町村）

- ・持ちモノ：マキノプリンスホテル
- ・今津：今津サンブリッジホテル
- ・新旭：新旭体育館
- ・朽木：やまびこ館
- ・安曇川：安曇川文化芸術会館
- ・高島：ガリバーホール

各会場とも保護者の皆さんにも

入っていただけますので、是非ご

育児・介護もつと安心して働きたいあなたに

『2020・テレフォン』では、育児・介護・家事代行に関する情報を提供しています。

（秘書広報課）

高島市地域

（健康推進課）

審査により選考します。（随時募集の団地を除く）

- 定期募集対象住宅
受付開始前に市掲示板等により公表いたします。

▼受付場所（問合せ先）

高島市土木交通部住宅監理課
■(22)0048

（高島市役所別館）

または新旭土木交通分室、各支所建設課（朽木支所のみ産業建設課）までお問い合わせください。

▼その他

高島市には中堅所得者向けの公的住宅として、特定優良賃貸住宅（マキノ）特定公共賃貸住宅（今津、朽木）があります。募集時期は市営住宅の定期募集と同時にになります。詳しくは土木交通部住宅監理課までお問い合わせください。

（住宅監理課）

健康・福祉 「働き盛り層のメンタルヘルスケア」支援事業

大津地域産業保健センターでは、職場での悩み、問題解消の一助に「働き盛り層のメンタルヘルスケア」支援を実施しています。

原則として50人未満の企業の労働者、家族（滋賀県全域）

・メンタルヘルスケアセミナーの開催

・個別相談会の開催

・相談受付窓口の開設

・その他関連情報の提供

（秘書広報課）

◆応募方法

所定の応募用紙（または同様の内容）を郵送、FAXまたはEメールで滋賀県庁広報課県民の声担当でお送りください。（メールタイトルは「県政モニターエム」としてください。）

（応募用紙の請求・応募・お問い合わせ）
〒520-8577（住所不要）

滋賀県広報課 県民の声担当

（健康推進課）

参加いただき、一緒にご祝福ください。

教育委員会青少年室
■(32)1-1-32

個人事業主の皆様へ! 電話のリース契約について

（次のすべての要件を満たしている方）

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

（一部の住宅に限り、入居者の要件により単身の入居が可能）

2. 入居予定者全員の収入が一定額以下

3. 現に住宅に困窮している方

4. 市町村税等の滞納がない方

（朽木地区にある上野）

（主）を狙った悪質な電話機リースに関する注意を掲載しました。事業者間契約では例え訪問販売であってもクレジットオフは原則適用されないので、契約には十分注意してくださいとの内容でした。

しかし電話機リースの苦情多発という状況を重く受け止めた経済産業省が、12月6日に通達を改正し「例え一見事業者名で契約を行ってても、事業用というよりは主として個人用、家庭用に使用するための引法は適用される」と、状況によってはクレジットオフの対象となる可能性を示しました。

消費生活相談窓口では、契約などについての相談を受け付けておりま

す。お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先

市役所市民課

■(25)8125

◆市営住宅申込資格

（次のすべての要件を満たしている方）

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。

（一部の住宅に限り、入居者の要件により単身の入居が可能）

2. 入居予定者全員の収入が一定額以下

3. 現に住宅に困窮している方

4. 市町村税等の滞納がない方

（上野第1団地）

（2戸、上野第3団地3戸、針畠団地1戸）

（入居資格を満たす方は申し込み順に入居することができます。（空き状況））

（住宅）に困窮する度合

ことができます。（空き状況）

（市入居者選考委員会の）

（入居者選定）

（住宅）に困窮する度合

（こと）ができます。（空き状況）

（市入居者選考委員会の）

市営住宅の入居者を募集します

（市入居者選考委員会の）

（市入居者選考委員会の）